



「安心」して暮らせる「安全」な渥美に向けて

令和8年5月号

愛知県田原警察署
福江幹部交番

ふくえ交番だより

重要 注意 重要 注意 重要 注意 重要 注意 重要 注意

令和8年4月1日から 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入

重要 注意 重要 注意 重要 注意 重要 注意 重要 注意 重要 注意



令和8年4月1日に改正道路交通法が施行（令和6年5月24日公布）され、**16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」**に対して、交通反則通告制度が適用されます。

交通違反を犯した場合、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であるときは検挙の対象となります。

反則行為の中でも、ながらスマホや遮断踏切立入等の重大な事故につながるおそれが高い、違反自体が悪質・危険なもの又は、警察官に指導警告されているにもかかわらず、あえて違反をした場合や違反の結果、事故の危険が高まった場合等に危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反とみなされます。

詳しくは、**警察庁交通局の自転車ルールブックを確認しましょう。QRコードで読み込めます**→→→
(量はありますが、読めばかなり理解できます)



油断しない 安全に見えても危険かも ～海、川、山は見た目では危険が分からない～

4月、5月の行楽期から気温の上昇とともに、海や川でのウォータースポーツ・釣り・水遊び、春山登山などのアウトドアレジャーが盛んになります。

自然に触れるレジャーは、楽しみがある半面、自然ならではの危険もあり、山岳遭難・水難は例年4月頃から発生する傾向があります。

子供だけで遊ばせない、保護者などの付き添いで遭難、水難事故を防ぎましょう。



ふくえ交番だよりについてのご意見などは
福江幹部交番 川瀬まで (0531-23-0110代)